

平成27年度事業報告

平成27年度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムへむけての、介護報酬改定となりました。

当法人におきましても、地域包括ケアシステムで、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性を作り上げていく動きに合わせ、OJT・OFF-JTに積極的に取り組みました。

また、当法人施設をご利用いただいていますサービス提供状態を分析し、稼働率・収益は、波がありますが、事業内容分析による、計画の具体化による利用増への動きを行うため、みどり苑では、定期的な地域ボランティアを積極的に受け入れ、地域に密着した施設を目標とし交流を図りました。また、館内行事におきましても、毎月の誕生会と季節に応じた行事・外出を計画し、ご利用者の方々に楽しみをもって過ごしていただけるよう努めましたが、継続したご利用に結びつかない一年でもありました。

みどり苑Ⅱにおきましては、各種行事を計画、その一つとして外出し事業所の機能をPRすると同時に、サービスが単調になることを防ぎ、地域とのつながりを持ち、ご利用者同士の連帯感や仲間意識を高めることに努めました。しかし、小規模であるが為に、ご利用者の変化も稼働率に大きな影響を及ぼしました。

支援センターにおいては、月4回の介護予防教室（延べ48回）を継続開催しましたが、諸行事との重なりにて参加人数が少ない教室もあり、限られた地域での事業展開の難しさもありました。高齢者実態把握は三方地区延べ255人に対し、訪問、相談業務を行いました。

居宅支援事業においては、予防プランを依頼されることが多く、契約件数が収益へ反映が難しい事業展開となりました。また、地域包括ケアシステムにて求められる医療との連携ですが、病院・施設等との調整にまだまだ時間を要す現状です。

施設修繕も長期事業計画にはありますが、毎月初、安全衛生パトロールを開始、施設設備保守・点検による、ご利用者・スタッフが、安全かつ安心して過ごせる環境づくりに努めました。

また、社会福祉法人の制度改革への対応として求められている、地域公益活動による地域での福祉サービスの充実を目指し、体制づくりのための専門職種への声かけと、ボランティアへの積極的な呼びかけを行いました。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の整備等に関する法律の施行」に伴う、職員の個人番号収集・情報保護のための対応を行っています。